

Title	越前藩天保・弘化改革試論
Sub Title	On the Tenpo, Koka (天保・弘化) Reform in the Echizen Clan (越前藩), 1840-1846
Author	高木, 不二(Takagi, Fuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.69(581)- 96(608)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 越前藩天保・弘化改革試論

高 木 不 二

はじめに

商品経済の広範な浸透にともなって現出した幕藩制支配の危機的状况に直面して、藩権力が本格的な対応をみせたとされる天保期藩政改革の性格については、既に一九六〇年代に田中彰氏によって、次のようなすぐれた指摘がなされている。

「天保改革は、その幕藩体制の再編・強化という領主的意図の基調、およびそうした基調の上に、天保期の構造的な矛盾への領主的対応という点では基本的に共通面をもつが、改革の個々の内容の特質は、この共通面の上で、次のような条件に規定される。

第一には、幕藩体制の構造的矛盾のなかで、それぞれの改革を必然たらしめた、個々の藩の権力支配の状

況およびそこに生ずる矛盾の具体的存在形態、第二には、この第一条件が、藩政改革の志向のあり方、したがって、そこに登場する改革主体の登場の仕方そのものを規定する。だから、そこでは、改革主体の矛盾に対する認識の深さと広さの相違が必然化し、当然領主的対応の差異が生れる。

この第一と第二の条件のからみ合いのなかに改革の現実的な定着がなされ、それぞれの藩の改革の性格の異同が決定づけられるのである。」（『幕末の藩政改革』塙書房）

ところが、ひるがえって越前藩の天保期の改革についての研究状況をみると、こうした研究史をふまえた示唆的視点はいまだに生かされておらず、それに照応して実証的成果も乏しいものとなっている。

それは一つに、絶対主義傾斜論の機械的適用、二つに松平慶永(春嶽)の名君神話に起因すると考えられる。これが複合的に組み合わされた成果は、三上一夫氏の『公武合体論の研究―越前藩幕末維新史分析―』(お茶の水書房・一九七九)によって代表されるが、ここでは天保改革は、幕藩体制の構造的矛盾↓藩財政の窮迫・収奪の強化↓反封建闘争の昂揚↓慶永襲封にともなう絶対主義的改革の開始、という図式のなかで、倒幕派「雄藩」に脱皮する直接の出発点として位置づけられていくことになる。

しかしこうした視点では、越前藩における「矛盾の具体的存在形態」の追求は等閑に付され、また改革内容についても、重商主義的経済政策や軍制改革に注意が集中する結果、天保期の改革政策としては目ぼしいものは見せず、終には改革派の登場自体をもって「絶対主義への傾斜」の端緒的契機とみなして事足りりとする、空疎な天保改革論に帰着するほかはない。そしてその弊害は、当然のことながら天保期以降の藩政改革論、さらには明治維新論全体にも尾を引いていく。

本稿は、こうした研究状況を打開すべく、一九七〇年代以降の国家論研究の動向に沿って、幕末期藩政改革を

幕藩制国家の解体過程とのかかわりにおいて、段階を追って見きわめていくことを目指しつつ、まずは先の田中氏の教唆に導かれながら、越前藩の改革がようやく本格化する天保・弘化期を対象として、その歴史具体的分析を試みることにする。

その際、改革のあり方を規定する幕藩関係や、藩内の政治抗争の過程にも、多く目を向けていきたい。

## 一 天保初期の越前藩の財政状況

化政期にみられた商品経済の空前の展開をうけて、天保期に幕藩制支配は随所にその矛盾を露呈した。とりわけ領主財政の窮迫が、その命運を予言するに至っていたことは周知の通りである。

越前藩における天保元年(一八三〇)当時の財政状況については、同藩の強い援助要請をうけて福井に赴いた京都の医者であるとともに大名貸しで著名な、新宮涼庭の次のような記述からうかがい知ることができる。

「当時御勝手向六ヶ敷由にて、江府運送金にも御差支へに至り：尚又大坂表銀主共も気受ヶ不宣候ニ付、私より理解説諭仕り候て、出金可為致段頼み入り度との御沙汰に付、：鴻池加島屋を始め銀主共え御勝手御改

正御取締の始末厚く説諭仕り候処、皆々帰服仕り、是迄の古借金利子並に被下置候知行扶持方共半減之義御請為仕、其上江府運送賄金式万両調達為致、猶又私一己にて：八千両調達仕候<sup>(1)</sup>

元来越前藩は大坂商人との関係が弱く、明和安永期に江戸での金策にいきづまったため、幕府権力のテコいれによって、鴻池などから始めて強制的な借入れを行ったいきさつがあるが、その後自主取引を開始してからも廻り米量など取引継続基盤が本来脆弱であったため長続きせず、化政末期には再び大坂商人からの融資を得られず、「江府運送金」にもさしつかえる状況であったのである<sup>(2)</sup>。

次に同藩の天保四年（一八三三）の予算収支表を掲げる。（表1参照。）

これは前年度実績にもとづいて作成されたものであるが、経常収支だけでも六千両ちかい赤字であり、この他別途に借財の返済が一一、七七一両余予定されており、その財政破綻状況は察するに余りある。

この対応策としては、歳入の部に計上されているように、もはや恒常化した藩士からの半減借米、あるいは御趣意方による藩士・町在への強制貸付けをはじめとし

て、ほとんどあらゆる借財・営利手段がとられていたことは言うまでもない<sup>(3)</sup>。

こうした状況の下で、凶作をうけての米価の高騰を引き金として、天保四年九月有名な五箇村一揆が起った。その時の様子は、『続片鞆記』に「九月廿日粟田部村辺

(表1) 天保4年(1833)越前藩予算収支表

入		出	
歳		歳	
23,150両	半減借米	33,471両2分	江戸常用
18,127両	蔵米差引残米払代	14,457両3分	御国常用
2,200両	御趣意方上ヶ金など	1,500両	その他
43,477両		49,429両1分	

(注) 「天保四年巳年壺ヶ年御本払指引凡積」(松平文庫)より作成。

百姓大勢徒党いたし、右村米屋其外近在所々え押込家財唐紙天戸障子之類を打碎畳を打破、米大豆小豆等を蒔散し、家数拾軒程破却いたし候<sup>(4)</sup>と記されているが、奉書紙生産など商品経済の最も発達した地域での、数ヶ村にまたがる小農民・没落農民による米屋問屋の打こわしであり、従ってこれが封建的危機の集中的表現であったことは疑いを入れない。

だがこれも長州藩防長大一揆のような全藩一揆的展開を示さず、旧弊に泥む藩政府を震撼せしむるには至らなかった。藩財政は改善されるどころか、天保六年(一八三五)八月一五代藩主として將軍家齊の五〇子齊善が松平家を襲封することによって一層悪化した。即ち齊善は「大御所の御愛子にて、殊に御病身にも被為渡しかハ、何事もおもほす儘に任せ給ひて、大城驕奢の弊風を其儘にて移らせ給へは、御用費の多きハ前々の御代に倍蓰し、さらぬたに、饒かならぬ御国計のほとく、竭<sup>(5)</sup>なんとする勢ひ<sup>(5)</sup>」となったのである。

ここに至って藩権力がとった対応策は、いわば従来の無定見な領主政策の総括とも言うべきものであった。それは①幕府への拝借金・増高の要請②専売制強化③定免制施行④藩札の増発、の主に四つに還元される。

①について言えば、天保五年から九年までの間に越前藩が幕府から受けた拝借金高は六万両におよぶ。幕府財政窮迫の折、「別格をもて」あるいは「格別の尊慮をもて」<sup>(6)</sup>恩貸を受けられたのは、やはり家門筆頭という家格に加えて、藩主齊善が「大御所の御愛子」であったことによるものであろう。こうした特権によりかかる形での公儀への吸着志向は、有名な天保七年に出された増高の願書に行きつく。

「近年に至候而者年々二萬六千両程つゝ不足相立、古借新借惣高九拾萬兩餘の借財に相成、當用之運送金も相滞候程之次第、勝手向借財之仕法も尽果、又候家中半禄にても申付候外無之、左候ては早晚差免候期も無御座、代替り間も無御座右様に成行候ては第一不徳にも相聞へ、入国も難出来為躰家老共始役人共一心痛至極恐入罷在候に付、舊臘奉願候通本保御領並御預り地之分御増高被成下古代に復越前少将は御内書等被成下候様、偏に奉願候<sup>(7)</sup>」

ここには、年々二万六千両の赤字と、借財総額九〇万両余を背負う破局的な藩財政を建て直すカンフル剤として、悲願の旧領四八万石(現三二万石)の回復がはかられていたことがうかがえる。

②の専売制については、天保九年八月蠟と砂糖をあらたに専売とすることを定めている。

③の定免制は、言うまでもなく貢租増徴に向けてのものであるが、天保九年七月から三ヶ年間の試みとして触れ出されている。

しかし、以上三つの施策の中で、①の幕府吸着政策は当然限界があり、しかも天保九年九月齊善が死去し、且つ將軍代替りとともに財政再建に向けて幕府が同年一月五ヶ年間の儉約令を発し、諸大名の「拝借願」を「何事に依らず」認めない方策がうち出される中で、この方向は挫折を余儀なくされていく。また②の専売制や、③の定免制も、資金難や農民収奪の限界、さらには領内で六万人をこえる死者を出したと言われる天保飢饉直後のパニック状況の下で、実効が上げられるべくもなかった。

かくして、財政の破局化さらには藩権力支配の破綻を防ぐ最大の武器として、④の藩札の増発・乱発が必然化されるに至る。

藩札の使用については、越前藩は寛文期に諸藩に先がけて銀札を発行して以来の古い歴史をもつが、文政四年（一八二一）改めて二五ヶ年間の使用継続を認められ、

銀高二千貫目、七種類の楮銀発行を幕府に届け出た。藩札発行の理由は、一般的に二つあるとされる。一つは藩経済の窮迫であり、もう一つは領内の通貨不足である。越前藩天保期の藩札増発の理由は、言うまでもなく前者であった。だがひとくちに藩経済の窮迫に因るといっても、その中には、(1)藩財政を補うため、(2)専売制実施のため、(3)藩士または農民の困窮救済のため、などの理由が考えられ、越前藩の場合もこれらの要素が複合的に結びあわされていたことは想像に難くない。しかし、それにしても天保八・九の両年で「一万二千貫目の過札（定数外の過剰発行—高木）」は異常であり、これが折からの凶荒による正貨流出と相俟って、いちぢるしい藩札価格の下落をもたらすこととなった。

当時の領内の混乱状況について、以下の資料が余すところなく語ってくれる。

「前年（天保七年—高木）の凶作に付、諸代呂物他国へ送り候品は至って少く、又他国より取寄候品は、麦、大豆、酒、綿杯、夥敷買入候事にて、正金は甚少く相成候に付、御札所へ数多両替に罷出候処、御札所にも御困り被成、前年より所々出役所の分は、御引替御断に相成、酉（天保八年）五月よりは、福井之御役

所にても御引替六ヶ敷相成、一人に漸く二朱或は一歩、格別大勢に相成候得ば、一朱づゝ御引替被遊、尤夫も一時斗の事にて、御休日も一ヶ月に十日も有之候故、一兩六十五匁五分替之処、五月よりは七十匁に相成、七月に至り七十八九匁致し、夫より十一月までは右にて持通候処、十二月二十日頃は九十一匁位に相成、二十五日よりは又利下げ八十一二匁位致候処、翌正月より又々引立九十匁に相成、二月十日頃は殊の外世上穩ならず、やゝもすれば潰るゝ杯と申候沙汰にて、札一匁に銀六十文、五十文位に買致候も有之、或は他国へ引合候品物を買取物出し、四五月は代呂物等売買も無之、夫故米も高直に相成、軽き者の弥々渡世難成程に相成候」

即ち、越前藩の場合天保期における封建的矛盾は、何よりも藩庁による銀札の乱発と、それに伴う社会経済問題の発生という形をとって、象徴的にあらわれたのである。これまで看過されてきたが、ここに改革の前提としての越前藩における「矛盾の具体的存在形態」が認められる。

## 二 改革派の登場

齊善の死をうけて、第一六代藩主慶永が一一歳で封を

襲ったのは、こうしたさなかの天保九年(一八三八)一〇月のことであった。だが当時藩政を壟断していたのは、松平主馬・狛木工・荻野左近・酒井与三左衛門ら「権門に趨走して苞苴を行」って名聞を望み、みずからも「驕奢」を誇り「栄耀」を尽くす大御所時代の気風を体する従来どおりの執政グループであり、代がわりとはいつても一気の政策転換は期待さるべくもなかった。

そうしたなかで、正貨欠乏による両替渋滞は一層深刻化し、その結果藩札価格も下落をつづけていった。次の前後の札所両替相場の一覧表を掲げる。(表2)

当時越前銀札の流通圏は、近江から加賀辺まで広がっており、混乱はこうした周辺の御料・他領にも波及し、諸国の役筋から正式に両替を申し込まれるような事態も生じていた。

かくして、内外の正貨獲得欲求はいやがうえにも昂まり、それはそれぞれ他国への産物の移出ドライブを引き起した。そのため正貨流出の危機に瀕した越前藩は、天保一〇年(一八三九)一月から、銀札両替を「時相場」として「時々の相場の次第に任せて両替」することとし、公定・民間両相場の並存に伴って必然化する赤字両替を止める一方で、特権をもって天領・諸侯領の錯綜

(表 2)

## 越前銀札両替相場

掛(公 札定 相相 場場)	文政 8 年 2 月より	南鐮 1 両に付銀 65 匁
	〃 8 年 4 月より	1 朱金 1 両に付銀受取方 53 匁渡し方 65 匁 5 分
	天保 9 年 5 月より	金 1 両に付銀 90 匁
	〃 9 年 9 月より	〃 85 匁
	〃 10 年 11 月より	〃 120 匁外に両替賃 2 匁
時(変 動 相 場場)	天保 10 年 11 月 9 日より	〃 118 匁
	〃 11 年 1 月より	〃 130 匁
	〃 11 年 3 月より	〃 95 匁
	〃 11 年 5 月より	〃 81 匁
掛相 札場	天保 12 年 2 月 24 日より	〃 104 匁外に両替賃 1 匁

(注) 鈴木準道「福井藩役々勤務雑誌」(松平文庫)より作成。

する北陸の玄関口である三国湊を「津留」し、陸海運送の口銭も引上げ、自領のみならず他領の米穀・諸産物の移出まで抑える挙に出た。

その結果は、両替相場を「時相場」とされて不利益を被ったうえに、三国湊をはじめとして産物輸送の自由をうばわれた近隣の御料・他領からの「申立紛々として囂しく」、遂に公訴にまでたち至る。一藩の財政窮迫・経済紊乱が他領を巻き込み、「公儀」の介入を招くような事態が生じた背景には、三都と領国経済という結びつきの他に、商品経済の展開に伴う領国をこえた流通経済圏の広域化という、大きな歴史の流れがあった。

公訴をうけた幕府は、天保一〇年一二月次のような達しを越前藩に下した。

「近来御料村々之売米・雑穀・諸産物并他領之廻米津留致し、国産之荷物陸地運送等迄差滞、湊口銭格外に相増候を自領之掟と相心得、御料并他領迄及し候次第、其外銀札相場勝手之取計致候由相聞、如何之事候。：向後、其方領分之外廻米諸産物津出并陸地運送等無指支取計、口銭之義も前々之通居置、銀札相場猥ニ不引下、都而御料他領之差支ニ不相成様、急度可被申付候。」



即ち、御料・他領の陸海運送の保証と、口銭の引下げ、および銀札相場の引上げの三ヶ条を命じたものであった。

この幕命に対し、越前側は「湊開閉之儀者 御先祖已来御仕来之趣意、且其他之儀も無御扱事情共を被仰立」、弁明にとめたが、天保一年三月には次のような老中からの強硬な内諭が伝えられた。

「一体湊之義ハ、天下之融通ニ立被置候義にて、譬ハ一国一城たりとも不融通ニ而ハ、天下之御為不宜、秀康公以来御仕来成共唯今斯被仰出候御時節ニ至候而ハ、以後御改被成候而可然存候。口銭・銀札之義も、同様御改被成候方と存候。…左も無御座時ハ、無扱御吟味等御請被成候ヘハ、御家之御為不宜。」

幕府依存志向から脱しきれない藩首脳にとって、頼むべき公儀の顔が一変した衝撃は大きく、「依之執政初大ニ恐怖有之」というパニック状況が現出した。御勝手掛り・御札所掛りをつとめる「御先代已来全権跋扈の執政」松平主馬が、天保一年一月突如その職を免ぜられ、さらに三月に蟄居を仰せつけられたのも、この幕府による二度にわたる指令が原因であったことは察するに難くない。

かくして、越前藩天保改革は、財政逼迫による藩権力支配の動揺を背景としつつも、直接的には藩札問題に起因する幕府の介入を契機とする、他律的なかたちで開始が促進されていった。この点は従来の研究では見落されてきたが、越前藩の改革を規定する最も大きな要因をなしていったのである。

だがこの段階では、改革派はまだ形成されておらず、ようやく幕府の圧力に乗ずるように、当時江戸にあって従来の施政に疑問をもっていた家老岡部左膳が、二月に側用人に返り咲いた天方孫八とともに、幼ない藩主を擁して側向を中心に弊政改革に乗り出す動きをみせていく。

ともあれ、最大かつ根本的な問題である「札所惑乱」が解決されねばならなかった。かくて藩は札所元々や三国興之助ら特権商人に、二月から四ヶ月の月割で総額二万両の調達金を命ずるなどして、表2のとおり時相場を五月までに八一匁に下げ、これを掛札相場(公定相場)とした。だが正金不足はおうべくもなく、再び「下相場」(民間相場)と二重相場となり、「札所ニて換へ下方ニ而売払ふの弊益甚し」という事態を生み、局面は好転のきざしを見せなかった。

そこで五月に入ると、札所目付には病死した松原仲右衛門のあと「剛介廉直」なる佐々木小左衛門を、札所奉行には伊東六郎兵衛にかえて生駒五左衛門をそれぞれ起用し、過札の抜本的改正に取り組むことになった。<sup>(11)</sup>

佐々木のとった方策は、藩札の「領分限り通用の古規」に復することを原則として、御料・他領の通用を断り、領外分の両替については責任を負わないという、いわば強行突破策であった。その影響は近隣諸国、ことに市場構造上越前藩領と密接なつながりをもち、従って同藩銀札の大量使用を避けられない本保（武生）に陣屋をもつ御料所において、最も深刻であった。

そのため、陣屋元メ役山下左内は、新方策では「差向き御年貢金に指支へ、百余年之習慣今更元始へ立戻」ることになるとして事理不当を説いてやまず、ついに越前側と折り合いのつかぬまま飛騨郡代を通じて、再び「人心平穩ならさる趣を公訴」する結果となった。

確かにこの時期の御料所農民の動きにはただならぬものがあった。「正金を以早々御年貢上納皆済」すべしと厳達されていた彼等は、まず陣屋に対して両替とりはからの嘆願を行い、さらに八月二五・二六日の両日には、「多勢福井銀札役場江相向一時ニ致両替呉候様申募」<sup>(13)</sup>る

強訴の挙に出た。そしてこれが聞き入れられぬとなると、丹生・南条・今立・大野四郡村々惣代の名を以て、出府のうえ駕籠訴を行う動きすらみせるに至るのである。<sup>(14)</sup> 甲州郡内騒動・大塩の乱など、階級関係の転換に伴う民衆闘争のあらたな展開の中でのこうした状況をうけて、御料支配者たる郡代がただちに「公訴」に走ったことは、幕藩領主権力の一体的支配が、既にこの段階で難しくなっていることの何よりの証左であった。

だが当の越前藩は、このような周囲の状況には目をつぶり、改革仕法を幕府に届け出ただけで、九月には領内に「趣法講」の主意を達し、「御講金」という名目で正金の吸いあげに乗り出すなど、ひたすら自藩の札所改革に邁進するの感があった。

かくて天保一年一二月には、老中から次のような趣旨の再達を受ける。

「越前守領分越前国銀札他領通用之儀：不残正金に引換趣法有之候ハ、格別、今更他領之通用相断度由ハ不穩儀ニ有之、且、此程他領へ引合之銀札両替指滞、又、御年貢金上納猶予之義公儀へ可申立、或ハ成丈銀札取用無之様致度杯及文通候哉之趣も相聞え候間、以來右体之儀ハ致間敷、向々より懸合次第、銀札両替無

滞様可仕候。将又、是迄年期切替願之節之銀高并札数等、御勘定所へ申立置ながら、定数之外追々過札相製、此節ニ至り員数定無之、莫大之札数相増有之抔之申立、既ニ過札相製引替差滞候より、御料・他領之者共人氣にも障り候次第、如何之事ニ候。此上引替方弥差支候ニ而ハ、急度御沙汰も可有之筋ニ付、過札停廢ハ勿論、総而静謐之義取計、聊も心得違無之様、勘弁可仕事。」

即ち過札の停廢、御料・他領で使われている銀札の正金への引替えが嚴命され、ここに強行突破策による越前藩の藩札整理は頓挫するに至ったのである。

翌天保一二年(一八四一)一月早々札所目付佐々木小左衛門は職を免ぜられ、後任には高江友右衛門が任命された。と同時に、藩首脳は「此上御札所復古延引ニ相成亦復御沙汰在之候而ハ御太切至極」として危機感を深め、当面本保陣屋や他領々主の江戸運送金として必要なる分の換金については、一兩一〇五匁の相場で三国與兵衛に心配させ、その間に元々達に命じて新趣法の確立を図らせた。<sup>(15)</sup>

四月に新趣法が発表された。それは家中および町在に對し、一〇ケ年間御趣法上納銀(日懸銀調達)を命ずる

ものであった。そしてこの時、側用人中根靱負は「勝手掛り」を命ぜられ、同じ側用人の天方孫八らと共に「御趣法掛り」となった。<sup>(16)</sup>ここに家老岡部左膳と江戸の藩主側近グループを中心として、越前藩天保改革派がようやく政局の表面に姿を見せはじめた。

しかし、上納銀に頼るが如き弥縫策では抜本的解決は望めず、又々両替渋滞による御料所からの「難詰の懸合」が始まり、越前藩は三たび窮地に追い込まれる。

そして、今度はこの行きづまり状況を好機として、家老本多筑後を中心とする守旧派が動きだす。即ち、一二月にもと札所目付であった河崎三郎助を奉行に登用し、これを「札所掛り」に任じて札所改革をテコとする勢力の巻き返しをはかるのである。彼等は、天保八・九年の過札発行にたずさわったいわば当事者であったが、その策はまず河崎を大坂に登らせ、「彼地従来御館入之豪商を取込、銀局の金策を委任せん」とするものであった。

翌天保一三年(一八四二)に入るや河崎は早速登坂し工作を開始するが、この間江戸では改革派が中根を中心に藩主を輔導しつつ公私にわたる節儉をすすめ、さらに国許へもこの旨を通じ、五月には城下に改めて「公辺茂御改革格別御嚴重之時節ニ候得者」<sup>(17)</sup>として、儉約令を發

した。この儉約令が従来のようにお題目ばかりでなく、藩財政再建に向けて出された積極的な意味をもつものであることは後にもふれるが、これがまた当時の水野忠邦政権下の幕府改革政策に沿ったかたちで出されている点は注目すべきである。つまり、ここに改革派の志向性を早くも見る事ができるのであるが、しかしその動きもまだこの段階では、国許の守旧派路線と雁行しつつ、むしろそれを補う意味あいを持たされていたことは否めない。

ところで、登坂した河崎は、八月には加島屋武兵衛ら二名を坂地の五家御館入名代として福井へつれ帰り、新趣法に向けての体裁を整えた。この上方商人引出しについては、かなり難行したものと思われるが、やはりこの時助力を依頼された新宮涼庭の場合には、それまで用立てた金の「半金丈御返金被下候ニ付」<sup>(18)</sup>あらたに五、八〇〇両調達したという。

かくして守旧派率いるところの藩政府は、札所への若干の入金と坂地商人の肩入れという信用を背景として、八月抜本策として次のような新札引替令を布達した。それは即ち、価値の下落した従来の古札については一三〇匁を金一両と定め、これ二枚と六五匁一両という二倍

の価値を設定された新札一枚を引替えるというものであった。これは、新札六五匁一両という価値を実現・維持できるだけの正貨準備、あるいは信用がない限り、いわば手持銀札（古札）の価値半減強制令とも言うべきものであった。

その結果は、やはり御料所や隣藩丸岡藩などの人心動揺を呼びおこし、一二月公儀勘定所から新札引替令の撤回を求める次のような達しを受けることになる。

「一体去々子年厚く御沙汰も有之上之儀、いつれにも新古ニ不拘銀札一様にいたし、国中平穩に不被取計候半而ハ不相済筋之義ニ付、其筋取扱候役人より藤之進（飛驒郡代豊田藤之進―高木）方へ得と申談、此上村々人氣立候様之義無之様可被取計候。」

最早一刻の猶予も許されなかった。既に新趣法による混乱が表面化しつつあった天保一三年一〇月、越前藩は改革派を中心に「家来共」の名で「近年違作後札所一件等ニ而人氣一和不致儀も有之」<sup>(19)</sup>として、幕府に藩主の臨時帰封願を差し出していたが、これが許可されることにより天保一四年藩主初入国とともに、一気に天保改革が断行されていく。

三 改革の開始

慶永初入国とともに改革派はただちに札所改革に着手した。まず天保一四年（一八四三）八月に、これまで札所運営にかかわった責任ある者を大々的に更迭し、あらたに札所目付には奉行見習岡田金左衛門、札所奉行には高島市郎右衛門を任じ、さらに用人勝手掛り中根鞆負には改めて「御札所之儀も申談取扱候様」命じた。<sup>(21)</sup>

次にこの時の処罰者の一覧表を掲げる。（表3）この家老二人を含む大がかりな人事異動の結果、中根を中心として改革派が財政を総管する新たな体制が出来あがったとみられる。

そしてその直後に、札所元ノ達に対し「新法被廢、諸事公命御随順ニ而、復古之御趣法相立候様」との仰せつけがなされた。ここに前年の守旧派による趣法を否定し、公命随順路線をとる改革派の方向性が公けにされたのである。

その上で、八月末には町在元ノ一統は勘定所において、新趣法取組みに向け、ことに飛驒郡代との掛合いの後ろ楯として「御備金」の調達を依頼された。この時、藩側は担保として藩主伝来の重器の提供をもちとわない

(表3) 天保14年(1843) 8月処罰者一覧

氏名	禄高	役職	処罰内容
工木 狛	4,500石	家老, 札所掛り	内願に付御役御免
後筑 多本	1,975石	家老, 札所掛り	思召在之御役御免, 遠慮
門衛 五新 関大	450石	目付, 札所掛り	御役御免
助郎 三郎 崎河	100石	奉行, 札所掛り	御役取揚, 大御番組入遠慮
門衛 友右 江高	100石	札所目付	御役御免
門衛 次郎 永松	100石	札所奉行	御役御免
太夫 孫 嶋喜多	4人扶持18石	大坂御内用向, 札所掛り	御役御免, 伺之上遠慮

(注) 「奉答記事」, 「剝札」(松平文庫)より作成。

とするなど、総力をあげて札所改革に取組む姿勢を見せ、元々達はその気迫の前に「身命限り御奉公可仕」ことを約束せざるを得なかった。ここで藩側は、正貨調達という以上に、新趣法成立への布石として政治的テコ入れによって、元々おえび領民の札所に対する信用の回復を策していたことは間違いない。もっとも、調達金の方も一六万両という巨額にのぼる手筈になっていた。

そして閏九月、新趣法取組みに向けて飛驒郡代豊田藤之進との掛け合いにはいった。その内容は四ヶ条から成る。①前年古札二枚と引替えた新札一枚について、これを加印新札二枚と引替える。引替えていない古札については同位に引替える。その時、増印を以て自領札、他領札の区別をつける。②相場については、当面金一両〓一〇三匁とし、その後徐々に引上げ四年間程で六五匁に復す。③今回引替えの他領札については、自領札とは別相場で遅滞なく両替を行う。ただし他領の損失にならないよう取はからうので、六五匁の相場に復するまでなるべく両替は見合わせてほしい。④今回引替えの自領札については、もし今後御料・他領からその両替請求があってもこれを断る。ただし年貢金にかかわる分については格別の取はからいをする。


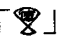
即ち、幕命にそうかたちで、あらたに古札二枚〓新札一枚〓新々札二枚という引替えを行って人心を安定させるとともに、自領札と他領札の区別をつけ銀札の藩外流出をおしとどめつつ、過札削減・相場引上げをはかろうとするものであった。

だが郡代との折衝は④をめぐる難行し、結局了解は得られないまま、越前藩はあらかじめ府中・粟田部・三国の三ヶ所の枝札所を廃止し、福井城下のみでの両替体制を整えたうえで、天保一四年一二年新趣法にもとづく札替を断行した。その要領は表4のとおりである。

札所の信用を増しつつ自他の区別をつけたことにより、「他領之者共ハ他領札を所持するとも、不残正金に引換ハリたる後せんかたなかるへしとの臆測にて、先ツ他領より引換の発令以来ハ、他領ニ所持之銀札、所縁に付て成丈ヶ御領分の者に托し、御領札に換置んと人の氣となり」、他領札の引替えはわずかな額にとどまった。そして札替終了ののち、他領札に有利な両替相場を公表したのである。

これは、御料・他領の藩札所有者に対する一種のトリックであったが、その結果、藩外流出藩札の回収を最小限の不満と、最小限の費用で抑えるかたちで、越前藩は

(表4) 天保14年(1843)12月札替要領

	発令月日	引替期限	増印	新札両替相場
他領	11月24日	12月3日~10(9)日	「 	103匁を掲ぐ
自領	11月26日	12月11日~25日	「 	128匁を撤し、時相場

(注) 「奉答紀事」、『続片鱗記』より作成。

(表5) 札所改革前後銀札流通高

年 月	銀 札 流 通 高	
(幕府届出額)	銀 2,000貫	
天保13年8月	31,444貫 812文目	
天保14年12月	30,910貫 676文目	
	内 訳 {	
	自領札	27,045貫 857文目
	他領札	3,864貫 819文目
嘉永元年1月	25,094貫 858文目	
	内 訳 {	
	自領札	25,012貫 122文目 5分
	他領札	82貫 735文目 5分

(注) 「八田文書」(『紙幣史料』松平文庫)より作成。

藩札の領分内収束・過札削減に向けて、大きな一歩をふみ出すことができた。その成果は表5に明らかである。

しかしこの趣法を最終的に成功させるためには、藩札に対する信用の安定的増大と、前述の④にあたる自領札による御料・他領からの両替請求の却下という、二点の実現が不可欠であった。前者については、越前藩財政の総体的再建という問題にかかわるので後に述べるとして、後者については、そうでなくとも今回の趣法の犠牲となった御料・他領の農民の反対が当然予想された。そして実際、翌弘化元年(一八四四)二月には御料所農民から本保陣屋に宛て、「御料所ニ而も福井御領分之銀札表向致通用、右銀札を以御年貢其外無抛自用共、御札所ニおるて正金御引替ニ相成候様仕度<sup>(22)</sup>」との嘆願書が出されている。

だがこの件についても、福井札所は粘り強く農民達を説得し、年貢金の両替は勿論、その他「無抛儀ニ而郡中入用正金払之儀」は自領札と引替ることとで相場回復までの期間の協力をとりつけ、農民側も同年六月先の願書を取下げている<sup>(23)</sup>。この後

も同様な問題は繰り返し起きてくるが、それもこれまでのように政治問題化するだけの影響力は持ちえなくなっており、そうした転機をつくりだしたという点においても、天保一四年の越前藩札所改革の新趣法が藩権力にとって大きな成果をあげたことは否定できない。

#### 四 改革の本格化

慶永初入国を機に「札所惑乱」問題の解決に乗り出した越前藩は、これを手初めとして弘化元年以降、より本格的な藩政改革を展開していった。以下、そうした同藩の施策について、財政再建、藩札の整理、そして家臣団の再結集の三つの面から分析を加えていきたい。

封建的矛盾が領主財政において最も普遍的に且つ最も深刻にあらわれる以上、封建領主にとって財政再建が急務であることは言を俟たない。しかも越前藩の場合、それは緊急課題であった藩札問題の解決のため、是非ともなされなければならないものでもあったのである。

そのためまず藩は財政の基本会計分と借財返済分との仕分けをはかりながら、基本会計の確立を急いだ。この時、重要な意味をもったのが支出削減政策、とりわけ節儉政策であった。既に藩主入国に先立って、越前藩では

幕府儉約令をうけて江戸・国許に儉約を厳達し、現実「家政向御簡略之義数百端」におよび、数年の内に基本収支を整える計画を立てていたが、弘化年間にこれを一層おしすすめていったのである。その推進に際して、弘化元年七月には中根鞆負の勝手掛りを免じて、あらためて彼を「簡略取締り御用掛り」に任じた。そしてその後、慶永みずから士民に対し儉政を誓う旨を公けにし、さらに一〇月には木綿着用を柱とする破格の家巾着の制定を行うなどの施策をとっていった。

こうした儉約政策は、化政期以来の「驕奢」に泥んだ士民の氣風を「質朴」に引戻す、いわば商品経済の展開を抑制するための氣風刷新運動でもあったが、それ以上にこれが果した現実的な経済効果に今は着目したい。表6は、天保一一年から弘化元年に至る越前藩の江戸における支出額の推移を示したものである。入用高は臨時入用を含むので、必ずしも明瞭なトレンドを読みとりにくい<sup>(24)</sup>が、その内訳の主要部分を占める表様常用・松栄院様常用の推移に、儉約の成果の一端をはっきりと看取することができる。

藩庁は支出を抑える一方で、当然のことながら藩庫収入の増大策をとっていった。具体的には、弘化元年七月



(表 6) 越前藩天保改革期における江戸支出の推移

	天保11年	天保12年	天保13年	天保14年	弘化元年	
江戸運送高	42,028(両)	44,535(両)	45,021(両)	48,918(両)	36,862(両)	
江戸入用高	42,477	44,303	37,086	51,767	33,620	
主要内訳	表様常用	22,318	22,115	21,838	19,235	17,117
	松栄院様常用	7,829	7,624	7,658	5,073	3,904
	(小計)	(30,147)	(29,739)	(29,496)	(24,308)	(21,021)

(注) 「会計之部」(松平文庫)より作成。

家中に対し四ケ年間を限り「半減借米」を達し、さらに六〇〇石以上の地方取に対しては以後の「蔵出」を命じた。加えて一〇月末には、定免制の施行、および五五〇石以下知行物成米の御蔵所への直納、手形渡しを布達している。<sup>(25)</sup>

このように、この時期勘定所は藩庫の収入増大・支出削減をはかり、一気に財政改革への道をつきすすむの感があった。だがこうした政策は、必然的に領内に不景気をもたらし、あまつさえ種々の上納銀等で搾り取られる領民に、多大の犠牲を強いることになったことは言うまでもない。当時、町在ともども灯も消えいらんばかりであった様子を、次の資料は如実に伝える。

「公儀御儉約ニ付日本国中大不景気諸色売捌方悪敷：此難渋之矢先江当国中八町在共御冥加銀等被仰付頭立町人江は分限不相応御用金被仰付其外裏家小路之者門前山ノ町谷向末々後家暮し者迄ニも日掛リニ御冥加被仰御城下ハ両御堂江彼岸七昼夜ニも参詣人無之一国中薄氷座心地ニ而相過」<sup>(26)</sup>

こうした状況の中で、とりわけ「定免の御収納及地方已下の知行物成米、村方より御蔵所へ直納」の件は、士民のあいだににわかに不穏な空気を呼び起すこととなっ

(表7) 越前藩基本収支の推移

	天保4年(1833)	弘化2年(1845)
収入(本立)	43,477(両)	42,614(両)
支出(江戸・国許常用)	47,929	40,213
計	-4,452	+2,401

(注) 『松平春嶽全集』(三)より作成。但し両未満切捨て。

た。その結果、翌弘化二年(一八四五)三月この両件は白紙にもどされ、その責を負って中根はじめ勘定所をあずかる奉行四人までが、免職ないし遠慮の処分をうけるに至っている。

かくして、越前藩天保・弘化改革期の基本収支改善策としては、従来の政策の枠を出るような目新しいものは

打出すことが出来ず、結局は「儉約」と、「半減借米」の復活を軸とする形をとらざるをえなかった。

ちなみに、他藩の場合しばしば有力な藩庫の収入源となつたと言われる専売制については、前述の如き藩内外の緊縮経済のなかでその成果はかんばんしいものとなりえず、天保一二年敦賀魚会所の廃止などを経て、嘉永二年(一八四九)には「却而手狭ニ相成下々迷惑之筋も有之趣相聞候」として、国産奨励の目的以外

の産物趣法は廃止されていく経過をたどる。<sup>(27)</sup>

しかしそれでもともかく、弘化二年における越前藩の基本収支は、次のように好転している。参考のため、前出の天保四年予算の基本収支を併せて掲げる。(表7参照)

次に、財政再建のためのもう一つの懸案である借財整理の問題に移ろう。これについては、弘化元年一〇月「清債方」という一局を設け、基本会計を司る「量成方」とは別箇に、町在御用達の豪商達にその処理を任せる態勢をとっていった。それは商人から改めて調達金を拠出させ、それを諸方に貸付け、その利潤をもって「公金御上納を初其外無抛口々江御配当」<sup>(28)</sup>を行い、漸次借財の返済にあてんとするものであった。

その後翌弘化二年に至り、中根の失脚に伴い一時この趣法にも混乱が生じたが、結局内田惣右衛門以下に三ヶ年で五万両余の「頼金」<sup>(29)</sup>を命じており、その運用実態は不明だが、借財整理に向けて特権商業資本への吸着政策が貫かれていったことは間違いない。

このうち公金返済については、天保一四年五月幕府が天保改革の一環として出した馬喰町御用屋敷取扱の貸付金の半高棄捐令により、越前藩としては八九、九四〇両

余のうち四四、九七〇両が棄捐され、残金についても無  
 利足年賦上納となっており、少なからず有利な状況が存  
 在した。<sup>(30)</sup>

そしてその他の「無抛口々」以外の分については、薩  
 摩藩ほどではないにしろ、かなり強引な借財整理を強行  
 していったようである。元金元入れは最小限行われたよ  
 うだが、利足払いについては、町在からの調達金はもと  
 より大坂をはじめとする大名貸しに対して、ほとんど行  
 われなくなったと推測される。そのために、この前後の  
 時期「蔵元の加島屋久右衛門はそおとうの犠牲を強いら  
 れた」といわれ、また鴻池について言えば、天保一四年  
 一月に滞り利足六、八七六両余に対して九一二両余が支  
 払われて以後、嘉永四年まで貸借関係は全く凍結されて  
 いる。<sup>(31)</sup> 前述の京都の新宮涼庭なども、天保元年以来の貸  
 元金・利息および藩から宛がわれた知行高五〇〇石分あ  
 わせて一五、六八二両余あった貸金を、献金という名目  
 で弘化三年には破棄させられている。<sup>(32)</sup>

こうした借財整理の結果、天保八年で九〇万両余とさ  
 れ、弘化元年には元利共九五八、四五四両三分あった累  
 積赤字が、弘化四年には八四八、二五九両三分に急減し  
 ている。(表8参照)ただし、それに伴って借財に占め

(表8) 越前藩借財内訳

		弘化元年(1844)		弘化4年(1847)	
公金	蔵町	64,500(両)	12.5(%)	64,500(両)	16.7(%)
	金喰屋	44,970		60,820	
	御馬猿	5,051		4,000	
	信銅	5,160		1,611	
				10,850	
内山	13,330	1.4	11,540	1.4	
御名	24,500	2.6	14,900	1.8	
諸大	134,069	14.0	138,181	16.3	
江戸	180,631	18.8	187,631	22.1	
京都	17,691	1.8	8,244	0.9	
国許	272,500	28.4	223,732	26.4	
その他	196,052	20.5	122,250	14.4	
計	958,454	100	848,259	100	

(注) 「会計之部」, 「借財指引帳」(松平文庫)より作成。但し、両未満切捨て。

る公金の比重が高まっている点は見逃すことができない<sup>33)</sup>。

そして以上のような基本会計の確立と、借財整理への施策の上に立って、越前藩は弘化三年（一八四六）には予算についての国用分と借財分の仕分けを明確化し、会計制度の合理化をはかった。即ち、弘化三年一月に「一昨年御国用御借財方と振分り候得共、未混雑候間御奉行御借財方とも相談之上以来改而正月指出候一ヶ年積帳二冊ニ仕訳可差出事<sup>34)</sup>」と令し、借財返済分として半減借米・御内用達調達金・町在から上納の冥加金を充てるべきことを定めたのである。この段階で、越前藩の財政改革は抜本的とはいえないまでも破局への道程を脱し、一応の再建軌道を敷くことができたと思なうであろう。

こうした財政立て直しに伴い、当然のことながら藩札問題も結着がつけられていった。次に天保一四年以降の札所両替相場を、わかる限りで掲げる。（表9参照。）財政再建がすすむにつれ、札所の信用も増し、藩札相場が上昇していった過程を見ることができよう。

この間、弘化三年三月には馬喰町貸付会所から「御札所為御趣法」として公金一七、〇〇〇両の貸与がなされておられ、これが信用回復へ一層の拍車をかけたことは間

（表9） 天保14年（1843）以後の札所両替相場

天保14年12月25日より	金1両につき御領分通用 128匁	
	〃 他領 103匁	
弘化元年4月 より	〃 御領分通用 125匁	他に両替賃1匁
	〃 他領 100匁	
弘化2年6月 より	〃 御領分通用 122匁	他に両替賃1匁
	〃 他領 97匁	
弘化3年6月 より	〃 他領 90匁	
弘化3年11月 より	〃 他領 65匁	他に両替賃5分

（注）「福井藩役々勤務雑誌」より作成。

違いない。<sup>(35)</sup>

この時幕府の首班は、既に阿部正弘に移っていたが、ここでも水野政権下における半高棄捐令と同様、「公命随順」を掲げる越前藩改革派の施策が、「公儀」の援助によって補完されるかたちとなっていることに留意しておきたい。

ともあれ、改革派は守旧派との軋轢のなか曲折を経ながらも、弘化三年一月には銀札の新札引替を無事終了し、ことに他領分銀札については表5・9に示した通り発行高を縮少しつつ、六五匁の復古相場を実現し、天保一四年以来の札所趣法は一応その所期の目的を達することができたのである。

以上天保一四年から本格的に開始され、弘化年間に一応の成果をあげた改革政策について、財政再建と藩札の整理を中心に話をすゝめてきた。次に章をあらためて、これらの政策と不可分な形で推し進められた家臣団の再結集について、改革派の性格を見極めるためにも藩内の政治抗争とからめてふれておかなければならない。

## 五 藩内抗争と改革派の性格

天保一四年八月藩主初入国の直後、札所改革をめぐつ

て一大人事異動が行われ、改革派が勘定所を中心に藩政の主導権を握ったことは既に述べた。改革派の中核を担った藩主側近には、当時天方孫八・中根鞆負の他に桑山彦助・加賀九郎右衛門などが抜擢されていたが、年齢的にも実績の上でも「忠亮明確」と評された側用人天方が中心的存在であったことは間違ひなからう。そして藩政執行に際しては、彼等側近グループが新藩主をおしたて、中根が勝手掛りとして実務上の推進役を果たし、これを家老岡部左膳が支えるかたちで、「公命随順」を掲げて改革を正当化しつつ改革派体制が作動していったものと思われる。

ところで在国中の慶永の軌跡をみると、札所吟味のほかに家中文武修業御覧・海岸防備巡見など、精力的な動きが目につく。これは一見するとこの時期クローズアップされた「外患」対策ともみられるが、実際は軍制改革の動きなど全く見られないことなどから、むしろ幕府からの海防強化の指示を大義名分としつつ、藩主みずからが藩政を執る姿勢を示すところに重点があったと考えられる。それは中根がかねてから慶永に進言していたように、「御家老共の権勢のみ強く、乍恐御前には開帳仏御同様<sup>(36)</sup>」という従来の弊政を払拭し、藩主を軸とした集権

的な政治体制を再構築する狙いをもつものであった。

こうした改革への動きの一つの前提として、天保一四年六月に次のような事件もあった。

「去ル天保六年末頃、御家老屋舗を無法ニ頼ミ講相企湊（三国湊―高木）中難儀仕候ニ付湊頭立候者分限之者一致仕家毎ニ御講加入御断申上候之札ヲ張申候則狛茂十郎殿内芳賀三左衛門と申者無法申募り加喜屋宗次郎と大掛合ニ相成終ニハ取立候永楽講三ヶ年見延しと相成此節、御家老内衆諸役人高慢之鼻之先損折候姿ニ相見へ申候則大守様（慶永―高木）御国入之砌ニ候へは町人共多井ニ力を得申候」<sup>(37)</sup>

即ち、「家老内衆諸役人」などが権威をかさに私的講立を企て、有力町人達に加入を強制するような事態が天保初年以來つづいていたが、慶永入国を機に町人達がこれを「大掛合」の末断ったというものである。

家臣団統制の弛緩は、このように領民にも被害を及ぼし、それはひいては藩財政の再建や、藩権力支配の安定化を妨げるものとなっていた。改革派の新しい課題は、この点からも不可欠のものとして浮上していたのである。

同じ年のうちに、城代・高知席などの家中門閥層に対

し、武術師範を私宅へ招き形ばかりの修業を行うことを禁じ、あるいは藩主人国を祝う町在からの献上物を手先の機関や領主を経ずに「御座所御台所」へ直納させるなどの措置がとられたのも、その目指すところは一つであった。それは即ち、藩主を中軸として家臣団の集権的再結集をはかることであり、そしてこの点こそが守旧派との最大の争点となつたのである。

こうしたなかで翌弘化元年八月「学識深広、忠直方正」と言われ、やはり側近にあって「御文学御相手」を務めていた浅井八百里が側向頭取に任じられ、また弘化二年二月には寺社町奉行であった鈴木主税も側向頭取に引き抜かれるなど、改革派ラインは時を追って強化されていった。そしてこの前後に、新たに簡略取締り御用掛りとなつた中根を中心に、前述の如き財政再建への動きが鋭意すゝめられていったのであるが、この時触れだされた地方知行の廃止、あるいはそれに準ずる五五〇石以下の知行物成米の手形渡しなどの施策が、財政再建のみならず家臣団の再編成を同時に企図するものであったことはここで改めて指摘するまでもあるまい。

だがその強引なやり方、ことに「定免の御収納及地方已下の知行物成米村方より御蔵所へ直納の事ニ付、士民

の人心穩ならさりし故」をもって、弘化二年三月にはこの兩件の新法は廢され、中根が免職となったことについても既にふれておいた。これは明らかに改革派中根の勇み足であつたが、この性急な動きのなかに、一方では改革を求める幕府からの圧力の強さを、他方では改革派の持つ社会矛盾認識の甘さを見ないわけにはいかない。

しかし中根失脚後も、借財返済趣法等に多少の混乱は生じているが、勘定所を預かる奉行層も横田作太夫が免職となつている他は最終的には入れかわつておらず、また改革政策の基調も變更された形跡は見出せない。改革派の主導権がこの時期大きく揺いだとは考えにくい。

守旧派の巻き返しは、むしろ弘化三年慶永在国中の家老岡部左膳の失脚前後に強まった。岡部は、「如何なる事の間違にや有けん三月の頃親類共に誘引れ、御城下木田の淨徳寺(得)といへる寺の糸桜の花見に往」くという、檢約令に背馳する失態をしでかしたのである。その結果、閏五月一日付で「思召有之二付御役儀御免」となつた。後任には狛帯刀が就任した。

そして実はこの事件に連座して、天方孫八の実弟毛受伝三郎も咎をこうむつたのである。天方は即日「御役遠慮伺」を出したが、二日間の差控を命じられたにとどま

つた。ところが、間もなく天方の方から改めて辞意が表明され、慶永は慰留につとめたが果たせず、七月六日に天方は側用人を退くのである。<sup>(38)</sup>これについて『奉答記事』は、「是は左膳にも勝りて君側輔贊の功労容易ならず、御依頼も他に異なりけれハ、威權執政と相軋りて世上の觀望もよろしからず、遂に君徳の輕重に拘ハるへきの故をもって、窃に孫八より強願して、止事を得られず御割愛に及はせられたり」と述べる。この直前に、百石以下に対し半減借米御免が達せられていることなどを考えあわせると、改革政策に対する家中の不滿の昂まりの中で、天方に対する家老達からの風当りが強くなつていことが推測される。

かくして、岡部・天方・中根という枢軸を失つた改革派は、この時決定的な後退を余儀なくされたかに見える。ところが、七月一六日に至つて突然藩主慶永から家老に対し、家老有賀内記、目付太田三郎兵衛・田辺五太夫・山本源左衛門の退役が申し渡されるのである。代つて家老には笹治織居が、目付には側近から浅井八百里・加賀九郎右衛門、さらに郡奉行から千本藤左衛門の三人が登用された。そして、中根靱負を再び側用人見習に任じたのである。当然家老達からは執拗な抵抗がなされた

(表10) 越前藩弘化3年・4年(1846・1847)主要人事異動一覧

旧			
有賀内記	家老	1,030石	弘化3年7月免
太田三郎兵衛	目付	200石	〃 免
田辺五太夫	〃	150石	〃 預所掛へ
山本源左衛門	〃	200石	〃 寺社奉行へ
市村勘右衛門	奉行	350石	弘化4年1月免
新			
笹治大学	家老	2,600石	弘化3年7月
山県三郎兵衛	〃	2,600石	〃
※中根鞆負	側用人見習	700石	〃 もと側用人勝手掛
※天方孫八	勝手掛側用人同様取扱	450石	弘化4年1月もと側用人
※浅井八百里	目付	250石	弘化3年7月側向頭取から
※千本藤左衛門	〃	300石	弘化3年7月郡奉行から
※加賀九郎右衛門	〃	200石	〃 もと小姓頭取
※石原甚十郎	〃	150石	弘化3年12月小姓頭取から
※横田作太夫	〃	200石	弘化4年1月もと側用人

(注) 「奉答記事」, 「剝札」より作成。なお, ※印を付した者は, 改革派とみなしうる人物である。

が、慶永は押し切った。この時、幕府からの無言の圧力を背負っているとはいえ、弱冠一九歳の藩主の主導権が發揮されたことは認めざるをえない。<sup>(39)</sup>ここに反改革派はその動きを封じられ、逆に一挙に改革派の復権がなされたことになる。その狙いは、「仮令法制厳密なりとも有司廉恥なけれハ、賄路の路塞きかたなしとの思召」にて、「廉潔之者」を挙用することで士民の耳目を一新することにあつたとされるが、それはまた藩主を軸に集権的なたちで家臣団を再結集することにつながるものであつたことは言うまでもない。

そしてこの新体制のもとで、前述の如く改革の目玉であつた藩札問題に結着がつけられていたのである。

この後さらに一二月に入り加賀が病氣のため目付を辞すと、小姓頭取の石原甚十郎をこれに充て、明けて弘化四



年の一月には天方孫八を勝手掛りに任じ、「取扱之儀は御側用人同様<sup>(40)</sup>」とした。ここに至って、札所吟味・財政再建などの改革の一定の成果の上に立って、「公命随順」を掲げ、藩主を軸に家臣団の集権的再結集を志向する改革派の藩政掌握は、確かなものとなっていたのである。

次に、改革派の性格を見極めるために、弘化三年七月から四年一月に至るまでの主な人事異動を、一覧表にして掲げる。(表10参照。)

ここにみられるように、改革派は主に中級藩士によって構成されており、階層的に守旧派と異なるところはなく、西南雄藩において往々指摘されるような下級藩士の進出という現象はみられない。むしろ特徴としては、藩主側近グループがその中核を担っているという点が注目しに値しよう。こうした改革主体のありかたが、改革を要請した諸条件に規定されていたこと、あるいは改革内容自体を規定していったことと言うまでもない。

## 六 改革の特徴と歴史的 성격

——むすびにかえて——

ここで越前藩天保・弘化改革の特徴を総括しつつ、その歴史的 성격について考えてみたい。

越前藩の場合、改革はまずその出発点において、商品経済の展開にもとづく封建的危機を一般的背景としながらも、直接的には藩札問題をめぐって、幕府から圧力を受けたことによって契機づけられたところに、大きな特色がみられる。

そしてそのことはまた、同藩が商品生産の発展度において中間地帯に属するという基礎条件<sup>(41)</sup>と相俟って、改革にいくつかの特徴を刻印することになった。

その特徴とは、第一に改革が「公命随順」を旨として行われたことである。これは、藩札整理について幕命に従うことを意味するだけでなく、改革路線そのものを規定するものとなった。例えば、儉約政策をその最大の柱としている点、あるいは、財政改革が幕府はもとより他藩・御料との摩擦を避ける形で、自藩内での完結を目指して行なわれている点などは、藩外交易による富国策を重視した薩長両藩などと異なり、改革政策が幕府天保改革路線に忠実に沿っていることのアラわれである。またこれに呼応すべく、幕府の方も政権の推移を越えて、経済的に同藩に救いの手をさしのべている。一つは、馬喰町会所貸付金の半高棄捐令であり、もう一つは、札所改革のための一七、〇〇〇両の公金貸与である。つまり越

前藩天保・弘化改革は、政治的にも経済的にも、「公儀」権力と一体となって行われていると言えるのである。

第二の特徴は、上からの改革が必然化されたことよって、改革派が藩内矛盾の熟成を待たずに、早熟なかたちで藩主側近グループを中心に形成されたことである。そのため下級士族の進出という現象は見られず、また改革派としての「内憂外患」＝封建的・民族的危機を見通す目も、成熟したものとはなっていない。そしてそのことが、次に述べるような改革のあり方を、大きく決定づけていったのである。

第三の特徴は、改革の性急さと、それに伴う改革の内容および徹底度の乏しさである。即ち、越前藩の場合改革政策としては、最終的に財政改革と家臣団統制強化の二つに還元される内容をもつにとどまり、この時期水戸藩や西南雄藩にみられるような、「内憂外患」をにらんだの軍制改革や学制改革への動きはみられない。また精力を傾けた財政改革にしても、きわめて短期的視点からのみなされ、再検地を伴う力田勸農政策や、農民的商品生産の成果の掌握をめざす積極的な商業政策などもとられた形跡はない。しかも、社会矛盾の認識を欠いた性急な改革姿勢は、定免制の復活の際のように、かえって農

民などからの手痛い反撃を招き、結局は改革全体を、儉約と冥加上納金の徴収を柱とせざるをえない不徹底なものとする事となった。

越前藩の天保・弘化改革はこのような特徴を持つものであったが、その不十分さにもかかわらず、この改革が一定の成果をおさめたことも事実である。

それは一つに、藩内における商品経済の伸展を押しとどめつつ、藩財政破局化の危機をのりきったことである。二つは、藩体制を自らの責任において再建せんとする政治的自覚をもった改革主体が登場し、そのヘゲモニーのもとに藩主を核とした家臣団の集権的再結集への軌道が敷かれたことである。

この成果が、体制的矛盾が深化していくこの段階において、藩権力支配の再建に寄与する少なからぬ意味を持ったことは否定できない。そして、その成果を支える一つの大きな前提として、改革が「公儀」としての幕府との政治的経済的一体性の上になされていったことは、改めて確認しておかなくてはなるまい。

それでは、以上のような特徴と成果をもつ越前藩天保・弘化改革の歴史的な性格は、いかに評価されるべきであろうか。

まず従来絶対主義への傾斜として指摘されてきたような、(筆者は、王権の問題を抜きにして、一藩絶対主義あるいは領邦絶対主義なる概念を用いることは、我が国の場合無意味であると考えているが。)ブルジョワ的成果の強力的奪取をはかりつつ、一藩規模での富国強兵をめざす方向性を見出しえないことは明らかである。それは西南雄藩については、既に一九六〇年代に確認されていることであるが、越前藩においてもこの時期の改革が、近代統一国家をつくり出す挺子としての「雄藩」への脱皮過程でないことを意味している。

また雄藩形成に至らないまでも、近年の国家論研究の動向とのかかわりにおいてとみに指摘されるような、「藩政改革の実施によって、藩が幕府に対する自立性を強め」、<sup>(42)</sup>ひいては幕藩制国家を分裂に導いていくという傾向についても、越前藩の場合この段階でそうした契機をみることは難しい。

結論的に言えば、越前藩天保・弘化改革は、「公儀」権力の意向を受けて藩権力支配の一定程度の再建をなしとげることによって、幕藩権力一体となった国家支配を、維持・再編する性格のものであったとみなさざるをえないのである。

なお、越前藩がこうした改革の方向性を完全に脱し、幕府から政治的・経済的に自立化の方向を歩み出すのは、開港・安政の大獄を経た万延・文久期を待たなければならぬと思われるが、この点については別に稿を改めて論じる機会を持ちたい。

注

- (1) 山本四郎『新宮涼庭傳』(ミネルヴァ書房、一九六八)
- (2) 森泰博『大名金融史論』(大原新生社、一九七〇) 参照。
- (3) 信夫清三郎『マニユファクチュア論』(河出書房、一九四九) 参照。
- (4) 福井県立図書館・郷土誌懇談会共編『続片鞆記』(一九五六) 上巻、八一―五頁。
- (5) 中根雪江『奉答紀事』(東大出版会、一九八〇、この原本は福井県立図書館に寄託されている「松平文庫」に収められている。) なお、以下特に注記しない資料は、全てここからの引用である。
- (6) 『続徳川実紀』二、天保八年一〇月、同九年七月の項 参照。
- (7) 福井県編『福井県史』(一九二二) 第二冊第二編藩政時代、五七頁。
- (8) 山口和雄「藩札史研究序説」(『経済学論集』三一―

四、一九六六)、新保博「藩札についての一考察―徳川時代の信用制度との関連において―」(『神戸大学経済学研究年報』一九、一九七二)参照。

(9) 福井市役所編『稿本福井市史』(一九四一)二八六頁。

(10) 「家譜」(松平文庫)

(11) 「剗札」「諸役年表」(松平文庫)。なお、『奉答紀事』には、河崎三郎助の札所目付を免じて佐々木へ跡役を命じたとあるが、この記述には混乱があるように思われる。

(12) 福井県編『福井県史』資料編五、中・近世三(一九八五、以下『新県史』と略称す。)四六六頁。

(13) 「家譜」

(14) 『新県史』四六四～四六六頁参照。

(15) 「家譜」

(16) 同右。

(17) 同右。

(18) 山本前掲書、一三三頁。

(19) 「家譜」

(20) 藩主の初入国は一七歳を待ってなされることになってしたが、当時慶永は一六歳であった。

(21) 「諸役年表」「剗札」

(22) 『新県史』四七〇・四七一頁。

(23) 同右、四七三・四七四頁。

(24) 第一四代藩主松平齊承夫人。

(25) 定免制については、天保九年七月から三ヶ年試みられ

たが、中止されていた。また五五〇石以下知行とは、当時五五〇石以下一〇〇石までの藩士三八七家に許されていた知行制で、知行地たる村から特権的に直接年貢を収納することができた。これは非常な名誉とされ、また実収の上でも蔵米取にはるかに優越していた。ただし、地方知行と違って貢租率を決定する権利はなく、知行米は代官の指図に従って収納した。(中根雪江先生百年祭事業会『中根雪江先生』一九七七、一一六頁参照)

(26) 三国町教育委員会『三国町史料―町内記録―』(一九七三)三九九頁。

(27) 「家譜」

(28) 同右。

(29) 同右。

(30) 同右。

(31) 森前掲書、二四七～二六三頁参照

(32) 『松平春嶽全集』(原書房、一九七三)(三)―政暇日記―五五五・五五六頁

(33) 越前藩借財中に占める公金の比重は、万延元年(一八六〇)前後においてもほとんど変わっていない。また他藩と比較してみても、その比重は前橋藩の三〇パーセント(天保八年・一八三七)に及ばないまでも、尾張藩(安政三年・一八五六)の九パーセントを凌いでおり、しかもその絶対額は、前橋藩のそれを超え尾張藩の一六七、

一七六両に接近している。幕藩権力編成に占める越前藩の位置と、幕末にかけての同藩の政治的動きを考える上で、こうした側面のもつ意味を軽視することはできないであろう。(竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」『日本経済史大系四近世下』所収、参照)

(34) 「家譜」

(35) 同右。

(36) 『中根雪江先生』七三頁。

(37) 『三国町史料―町内記録―』三九〇・三九一頁。

(38) 『中根雪江先生』九四～九六頁参照。

(39) 『松平春嶽全集』(三)―政暇日記―五五〇～五五四頁参照。

(40) 「剝札」

(41) 中村哲『明治維新の基礎構造』(未来社、一九六八) 一一一～一三四頁参照。

(42) 小野正雄「幕藩政治改革論」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』六、近世二、一九八五所収) 三〇九頁。

※ 河北展生先生の学恩に深甚の謝意を表しつつ、今後の御活躍をお祈り申し上げます。一九八七・三・三一